

第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等 業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等業務を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、委託業者を選定するための募集要領を定める。

2. 募集する業務委託の概要

(1) 業務名称

第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等委託業務

(2) 業務内容

別添「第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という）」の内容に基づき業務を実施するものとする。

(3) 業務期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

(4) 予定価格公表（税込）と最低制限価格の設定の有無

予定価格 2,663,000円（消費税含む）

最低制限価格 設定なし

(5) 本ニーズ調査を受託した者は、平成31年度に策定予定の「第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画業務委託」についても、平成31年度予算が確定し、随意契約を行うことが認められた場合において、契約交渉の第1位とする。

ただし、引き続き、3. の要件を満たしていることと、平成30年度の業務を適正に遂行した場合に限る。

3. 応募資格者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(2) 商法、会社更生法、民事再生法等による手続きを行っていないこと

(3) 川崎町暴力団排除条例（平成22年条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない者であること。

(4) 役員等に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行をおわるまで又はその執行

- を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。
- (5) 過去に、次世代育成支援法に基づく計画及び子育て・保育・教育関係の行政計画の策定に関する支援業務の受託実績を有すること。
- (6) 業務目的を理解し、滞りなく遂行できること。
- (7) 第三者への委託は禁止とする。

4. スケジュール

プロポーザルの日程は次のとおりとする。

	受付期間等日程
プロポーザル実施の公表	平成30年 8月 8日 (水)
参加表明受付期間	平成30年 8月 8日 (水) ~ 平成30年 8月20日 (月) 17時
質問受付期間	平成30年 8月 9日 (木) ~ 平成30年 8月22日 (水) 17時
質問回答日	平成30年 8月29日 (水)
企画提案書提出期間	平成30年 8月 9日 (木) ~ 平成30年 8月31日 (金) 17時
書類審査期間	平成30年 9月 6日 (木) ~ 平成30年 9月19日 (水)
書類審査結果通知	平成30年 9月21日 (金) 予定
プレゼンテーション	平成30年 9月28日 (金) 予定
選定結果通知	平成30年10月 4日 (木) 予定
契約	平成30年10月 上旬 予定

※上記日程は、予定であり変更する場合がある。

※書類審査で、上位3事業者を選定するものとする。

※プレゼンテーションは、書類審査の上位3事業者での実施とするものとする。

5. プロポーザル実施説明書（公募要項）及び様式等の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 平成30年8月8日 (水) ~平成30年8月31日 (金)
- (2) 交付場所および交付方法

川崎町公式ホームページからのダウンロード

6. 説明会の開催の有無及び内容

説明会は開催しない

7. 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式1） 原本1部、写し10部
- ② 業務実施体制（様式2） 11部
※1枚に記載しきれない場合は複数枚に記載すること。
- ③ 業務実績書（様式3） 11部
- ④ 誓約書（様式4） 原本1部、写し10部
- ⑤ 登記簿謄本 原本1部、写し10部
- ⑥ 会社概要書（様式5） 10部
- ⑦ パンフレット等業務内容のわかる資料 11部
- ⑧ 企画提案書（様式任意） 11部（1部のみ社名入り・※10部社名なし）
※審査の公平性、透明性を保つことから、企画提案書の内容や余白に法人名を表示しないこと。また、法人名を特定・類推させる記述はさけること。
- ⑨ 業務行程表（様式任意） 11部
- ⑩ 見積書（様式任意） 11部
※可能な限り内訳を記載するよう努めること。

(2) 提出期限

平成30年8月31日（金） 17時まで

(3) 提出方法

13. に記載する企画提案書等の提出先及び問い合わせ先へ持参
(閉庁時を除く)

(4) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

ア) 提案書の様式

提案書はA4サイズ縦、横書き、両面印刷、左綴じを原則とする。ただし資料の作成上A3サイズを利用した方が確認しやすい場合はA3サイズの利用を可とする。表紙を除きページ番号を下部に付し、2穴パンチでファイルにつづること。

イ) 企画提案内容及び留意事項

本業務委託については、来年度策定予定の「第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画」の礎となること、さらに本業務委託受託者は、「第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画業務委託」についても、平成31年度予算が確定し、随意契約を行うことが認められた場合において、契約交渉の第1位と

なるため、下記をもとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

- ① 貴社の考える子ども・子育てを取り巻く社会状況と国や県の動向
- ② 川崎町の人口の現状分析及び推計人口等の設定について
- ③ 町民ニーズ調査について
 - ※仕様書の内容を踏まえた業務実施方針を記載すること。
 - ※貴社が考える以外の調査対象（2つ以上）及び提案理由
 - ※前回の調査項目以外の新たな項目を（3）－①のア）の各対象別に3問。それぞれの項目に提案理由を記載すること。
 - ※調査項目の設計、分析にあたっての留意点
- ④ 高校生及び支援者へのヒアリング調査について
- ⑤ 川崎町の現子ども・子育て支援事業施策の分析及び課題の整理について
 - ※貴社の考える川崎町子ども・子育て支援計画（現計画）に対する見解等
- ⑥ 第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画事業見込み量（案）の設定について
- ⑦ 骨子（案）の作成について
 - ※第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての貴社の基本的な考え方
 - ※貴社の考える第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定に求められていること
 - ※貴社の考える第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画の構成
- ⑧ 計画書をわかりやすく、読みやすくするための工夫について（自由提案）
- ⑨ 事業実施スケジュール（業務ごとに表形式で作成すること）

8. 審査基準および審査方法

審査は、第一次審査（書類審査）と 第二次審査（プレゼンテーション審査）の二段階審査方式により行う。

それぞれの審査結果を合わせた総合的な評価を行い、本業務委託契約交渉順位の第1位及び第2位を決定する。

なお、プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等委託業務に係る公募型プロポーザル選定審査委員会設置要領（平成30年8月決裁）に規定する審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査し、決定する。

- (1) 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、提出された提案書について審査を行い、第二次審査対象を3社程度に選定する。

① 提案書評価内容

- ア) 関係法令等の理解
- イ) 本業務や町政に対する意欲
- ウ) 業務内容に則した提案、わかりやすい記述及び創意工夫等
- エ) 提案価格および見積書
- オ) 企業の業務実績及び業務責任者の役割を含めた町への支援体制

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第二次審査は、提案者による提案内容のプレゼンテーション（15分以内）及びヒアリング（10分程度）を実施する。なお、プレゼンテーション審査においては、パワーポイントの使用及びその他のプレゼンテーション用資料の提出を認める。

《町が準備するもの》プロジェクター、スクリーン、マイク》

① 評価内容

- ア) 川崎町の作業に対する支援体制と業務遂行にかかる熱意
- イ) 提案内容の整合性と業務責任者の業務への理解度
- ウ) 説明のわかりやすさ・説得力

9. 質問受付期間及び回答

本実施要領及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書（様式任意）を提出すること。

(1) 提出期限

平成30年8月22日（水）17時まで

(2) 提出方法

メール件名に「プロポーザルに係る質問、会社名」を入力し、質問書（様式任意）を電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

提出された質問の回答は、平成30年8月29日（水）に質問者名をふせて、電子メールにより回答する。ただし、質問、又は回答の内容により、質問者のみに回答する場合がある。

(4) 送信先

川崎町 社会福祉課 子ども係 fukusi@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

10. 事業者の選定

(1) 書類選考

参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上あった場合は、提出書類審査後、業務実績等客観的内容による審査を行い、上位3者程度を次のプレゼンテーションによる選考の対象とする。

結果通知は平成30年9月21日（金）（予定）に書類選考を行った全事業者に書面及び電子メールで行う。

（2）プレゼンテーション

① 実施日程・場所

（予定）平成30年9月28日（金）

川崎町コミュニティセンター研修室1

なお、別途正式決定し、書面及び電子メールで通知する。

② 実施時間

1事業者につき15分以内（質疑応答15分、合計30分とする。）

③ その他

- ・プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる専任担当者が行い、出席者数は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

（3）選定方法

- ① 事業者の選定は、選定委員会が審査し、同委員会が委託事業者を選定する。
- ② 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合的に最も優れた提案事業者を本委託業務に適した候補者として選定する。なお、要件を満たさない

提案又は提出書類に不備があるなど審査できない提案については、評価の対象としない。

（4）結果の通知

審査結果は、平成30年10月4日（木）（予定）にプレゼンテーションを行った全事業者に文書及び電子メールで通知する。

11. 契約方法

審査の結果をもとに、最も高い得点を得た企画提案者を最優秀企画提案者とし、優先交渉権者とする。提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、本町と優先交渉権者にて契約内容の協議を経て、随意契約により委託契約を締結する。なお、契約手続き等は、川崎町の財務規則の定めるところによるものとする。本町は契約締結後、契約の相手方に本提案における欠格事項、不正又は偽装記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除でき

るものとする。

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、停止中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を川崎町に請求することはできない。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、一切認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により担当係あてに提出すること。
- (6) 提出された提案書等や評価基準及び評価内容については、情報公開の対象としない。
- (7) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (8) 本提案により知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 以下の条件の一つに該当する場合は、参加資格を取り下げることがある。
 - ① 本件事業において談合、その他の不正行為もしくは偽装による申告の事実が発覚した場合。
 - ② 本件事業において、事業者の役員等が贈賄等で逮捕または刑罰を科せられた場合、もしくは情報漏洩等の社会的影響が大きいと判断される事象が発生した場合。

13. 企画提案書等の提出先及び問い合わせ先

〒827-0004 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2
川崎町役場 社会福祉課子ども係 担当：大石・中嶋
TEL：0947-72-3000（内線139） FAX：0947-72-3577
E-mail fukusi@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp